

入札者に対する指示書【電子入札】

《工事（土木・施設）共通》

令和 4 年 4 月 1 日

東日本高速道路株式会社

あな た に、ベ ス ト・ウ ェ イ。



【お知らせ】

NEXCO 東日本では、業務効率化を目的として、以下に掲げる調達契約手続きの電子化を推進しています。（※いずれも令和4年4月以降の入札公告案件から適用）

1. 電子入札の推進 [【https://e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/】](https://e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/)

- NEXCO 東日本では、電子入札による調達案件を増やします。
- 電子入札は、提出期限直前でも入札可能な上、書類郵送費用等を節約できるなど、さまざまなメリットがあるほか、入札の立会も不要です。
- 電子入札を行うためには、事前に電子入札の利用者登録（後掲 [5]）が必要で、登録は即日完了します（他機関でも電子入札されたことがなく、IC カード未保有の場合は IC カードの準備のために約 1 ヶ月必要です）。競争参加資格確認申請等に間に合うよう、手続き願います。

2. 電子契約の推進 [【https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/contract/】](https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/contract/)

- NEXCO 東日本では、電子契約システムを活用した、文書の電子化を推進します。
- 電子契約システムを利用すると、文書への押印に代えて電子署名できるため、契約書に限らず、契約締結後の協議文書等についても、印刷・押印・袋綴じ・郵送等の手間や、印紙税が不要となる他、契約書等の保管・検索の利便性も向上するなど、さまざまなメリットがあります（なお、受注者側の費用負担は発生しません）。
- 電子契約システムの利用には、事前に利用者登録（後掲 [30]）が必要で、申込から5営業日程度で完了します。契約書の作成期限に間に合うよう、手続き願います。

3. 文書の受発信方法の変更

- 電子化の推進に伴い、文書の受発信方法を大きく見直しました。「持参」等を認めないよう見直した文書もあるため、この指示書を十分にご確認願います。
- この指示書の「書留郵便等」とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。
（例）一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など

4. 契約関係文書への押印廃止 と 電子メールの活用

- 一部文書*を対象に押印を廃止しました。
*：押印を廃止した文書 [【https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/】](https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/)
なお、電子メールアドレスによる送受信を希望される場合は、以下①又は②によりメールアドレスを登録願います。
 - ① R3・4 年度工事等の競争参加資格審査申請時（後掲 [3]）に登録
 - ② 担当者連絡先届（後掲[指示書様式 4]）により、契約案件毎に登録
- NEXCO 東日本のメールアドレスから届いた文書に不審な点がありましたら、NEXCO 東日本まで、お問合せ願います。一方、NEXCO 東日本に届いた文書に関して、担当者連絡先届に記載されたご連絡先へ、お問合せする場合があります。

～目次～

1. はじめに	
[1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い	2
[2] 競争参加不適格者について	2
[3] 工事競争参加資格の有資格者認定(有資格者登録制度)について	3
[4] 競争参加資格停止の考え方について	3
[5] 入札方法の確認と電子入札の利用者登録について	4
2. 入札前の確認・調査等	
[6] 工事請負契約の内容となる書類(契約図書)の確認と了解	5
[7] 入札前の現地調査等	5
3. 競争参加資格確認申請	
[8] 競争参加資格確認申請について	5
[9] 競争参加資格確認申請に必要な書類の作成等	6
4. 競争参加資格の確認	
[10] 競争参加資格の確認について	7
[11] 競争参加資格の確認にかかる説明請求	8
5. 入札及び開札	
[12] 入札書の作成	8
[13] 単価表の作成	9
[14] 総合評定値通知書(経審)の写しの準備・提出	9
[15] 入札ボンドの取得【入札保証を必要としている場合】	9
[16] 入札に必要な書類(入札書類)の準備	11
[17] 入札(入札書類の提出)	11
[18] 入札の辞退	12
[19] 開札の方法	13
[20] 開札への立会い	13
[21] 落札者の決定<<契約の成立>>	13
[22] 同価・同評価入札の場合の落札者の決定	15
[23] 再度入札	15
[24] 競争後随意契約(不落随契)について	15
[25] 低入札価格調査	15
[26] 単価協議	17
[27] 無効となる入札	17
[28] 入札手続の中止等	18
6. 契約	
[29] 契約保証(履行ボンドの取得及び提出)<<契約の発効>>	18
[29-2] 暴力団排除に関する誓約書の提出	20
[30] 契約書の作成	20
7. その他	
[31] 特定JVにかかる補足事項	21
[32] 電子入札の稼働時間等	22
[33] 入札手続に関連して提出された書類の取扱いについて	22

東日本高速道路株式会社【NEXCO 東日本】が発注する工事の請負契約にかかる調達手続【入札手続】に参加を希望される方【入札者】は、必ず、本書をご確認のうえ、本書の内容をご了解いただいたうえで、入札手続への参加をお願いいたします。

なお、本書に記載の事項と当該工事の入札公告(説明書)又は指名通知に示す事項に相違がある場合は、入札公告(説明書)又は指名通知に示す事項を正として取扱います。

また、見積者に対する指示書として本書が配布された場合については、「入札」を「見積もり」、「入札者」を「見積者」、「入札公告」を「手続開始の公示」等と読み替えて準用します。

1. はじめに

[1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い

- ① NEXCO 東日本では、社員一人ひとりが、独占禁止法などの関係法令や弊社の内規を遵守して入札手続に従事するとともに、公正性・透明性を確保した調達制度の構築により、入札手続におけるあらゆる不法行為や不正行為の排除に努めています。
- ② 入札者は、以下に示す事項を厳守してください。
 - (1) 建設業法や独占禁止法などの関係法令を遵守し、社会倫理に従い誠実に行動してください。
 - ・入札者は、入札手続にあたり、競争を制限する目的で他の入札者と入札意思又は入札金額等についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を決定してください。
 - また、入札手続が終了するまでの間、他の入札者に対して入札意思、入札金額等を開示しないでください。
 - なお、入札公告(説明書)に示す競争参加資格のうち「入札参加者間に資本関係又は人的関係がないこと」に関し、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えありません。
 - (2) 入札手続期間【入札公告から契約締結までの間】においては、当該工事の入札公告(説明書)に示す手続きによる場合を除き、当該工事の入札手続に関して、(3)に示す契約担当部署以外のNEXCO 東日本社員に対し、面会、通信その他方法を問わず、一切の接触行為はご遠慮願います。
 - (3) 入札手続に関してご不明な点がある場合は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てにご連絡願います。

[2] 競争参加不適格者について

- ① 当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約責任者』から、NEXCO 東日本の契約規程実施細則 6 条に規定する競争参加不適格者に該当すると認められた入札者は、当該工事の入札手続に参加することはできません。
- ② 入札者は、競争参加不適格者でないことを宣誓のうえ、当該工事の入札公告(説明書)様式に示す『競争参加資格確認申請書』を提出いただきますが、契約責任者が競争参加資格不適格者と認め、以後の入札手続への参加をお断りする場合があります。

《参考》契約規程実施細則（競争参加不適格者）

第 6 条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めてはならない。

- 一 民法に規定する制限行為能力者である個人（個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。）
- 二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

2. 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から 2 年間、競

争への参加を認めないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人
 - 八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から 2 年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人
- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人または法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした法人で、更生手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状況が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

[3] 工事競争参加資格の有資格者認定(有資格者登録制度)について

- ① 入札手続に参加するためには、当該工事の入札公告(説明書)に示す工事種別について、あらかじめ、NEXCO 東日本から工事競争参加資格の有資格者として認定【有資格者認定】を受け、有資格者名簿に登録されることが必要です。
- ② 有資格者認定を受けていない入札者についても、入札手続に参加するために必要な『競争参加資格確認申請書』を提出することができます。この場合において、契約責任者は、当該入札者が開札時において有資格者認定を受けることを条件に、下記[10]に示す当該工事の競争参加資格の確認においては、『競争参加資格あり』と認定しますので、速やかに有資格者認定を受けてください。

なお、有資格認定は、申請から認定まで約 40 日程度必要になりますので、弊社 HP をご確認のうえ、早めに申請してください。

◇ 競争参加資格のご案内 ⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/>

[4] 競争参加資格停止の考え方について

[1] 一般競争入札(WTO 適用)、条件付一般競争入札の場合

上記[3]に示す有資格者認定を受けている入札者であっても、当該工事の入札公告(説明書)に示す競争参加資格確認申請書類の提出期間の最終日から落札者決定の日までの期間(期首・期末日を含む)において、NEXCO 東日本から講じられた競争参加資格停止措置の期間と重複がある場合は、当該工事の入札手続に参加することができず、契約責任者から『競争参加資格あり』との認定を受けた後であっても、以後の入札手続には参加することができません。

	入札公告	申請書提出期限日	開札日	落札者決定の日
※水色線は資格停止期間を表す	▽	▽	▽	▽
	←申請書提出期間→	←資格停止措置確認基準期間→		
「競争参加資格あり」 となる場合		①申請書提出期限の前日までに資格停止期間終了 ②落札者決定の日の翌日以降から資格停止期間開始		
「競争参加資格なし」 となる場合		①申請書提出期限日に資格停止期間終了 ②重複期間あり ③重複期間あり ④落札者決定の日から資格停止期間開始		

[2] 指名競争入札、拡大型指名競争入札の場合

NEXCO 東日本から指名通知を受けた入札者でも、指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首・期末日を含む）において、NEXCO 東日本から講じられた競争参加資格停止措置の期間と重複がある場合は、当該工事の入札手続に参加することができません。

[3] 随意契約の場合

見積方通知や優先交渉意向確認通知など、随意契約に係る通知を最初に受けた日から落札者決定の日までの期間（期首・期末日を含む）において、NEXCO 東日本から講じられた競争参加資格停止措置の期間と重複がある場合は、原則として当該工事の契約手続に参加することができません。

[5] 入札方法の確認と電子入札の利用者登録について

[1] 一般競争入札(WTO 適用)の場合

- ① 入札者は電子入札システムまたは郵送入札（信書便による入札を含む。以下同じ。）のいずれかにより、入札に参加してください。なお、電子入札を選択した入札者は、本書の定めにより、郵送入札を選択した入札者は、以後、「入札者に対する指示書【郵送入札】」の定めに従って手続きください。
◇ 入札者に対する指示書【郵送入札】 ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
- ② 電子入札を利用するためには、事前に利用者登録を行ってください。利用者登録については、弊社 HP に掲載の操作マニュアルをご参照ください。
◇ 受注者操作マニュアル ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/
- ③ 共同企業体が電子入札に参加する場合には、共同企業体の代表会社が入札手続を行ってください。代表会社以外の入札手続については、全て無効となりますのでご注意ください。
- ④ 上記①において「電子入札」を選択した場合は、手続の途中において「郵送入札」に変更することは原則として認めません。なお、手続においてご不明な点がある場合は、当該工事の入札公告（説明書）に示す『契約担当部署』宛てお問合せください。

[2] [1] 以外の場合

- ① 入札者は、当該工事の入札公告（説明書）または指名通知に示す入札の方法において、「電子入札」とある場合、または「電子入札または郵送入札」とある場合で電子入札を選択した場合に、本書の定めに従って手続を行うことができます。それ以外の場合においては、「入札者に対する指示書【郵送入札】」の定めに従って手続きください。
◇ 入札者に対する指示書【郵送入札】 ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
- ② 電子入札を利用するためには、事前に利用者登録を行ってください。利用者登録については、弊社 HP に掲載の操作マニュアルをご参照ください。
◇ 受注者操作マニュアル ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/
- ③ 共同企業体が電子入札に参加する場合には、共同企業体の代表会社が入札手続を行ってください。

代表会社以外の入札手続については、全て無効となりますのでご注意ください。

- ④ 「電子入札」の方法により手続を開始した場合、手続の途中において「郵送入札」に変更することは原則として認めません。なお、手続においてご不明な点がある場合は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てにお問合せください。

2. 入札前の確認・調査等

[6] 工事請負契約の内容となる書類(契約図書)の確認と了解

次に示す書類は、当該工事の請負契約の内容(契約図書)となり、NEXCO 東日本及び入札者の双方を拘束することとなります。NEXCO 東日本から入札者に対し配布する書類については、その内容をよくご確認、ご了解のうえ、入札手続に参加してください。

(1) NEXCO 東日本から入札者に対し配布する書類

- 1) 入札公告(説明書)
- 2) 入札者に対する指示書 … 本書(表紙～P. 22)
- 3) 工事請負契約書案
- 4) 共通仕様書及び特記仕様書
- 5) 発注用図面
- 6) 追録その他上記 1～5 を補足する書類

(2) 入札者から NEXCO 東日本に対し提出いただく書類

- 1) 競争参加資格確認申請書
- 2) 技術提案資料 **【自動落札方式の場合は提出不要】**
- 3) 共同企業体協定書案 **【入札者が特定建設工事共同企業体(特定JV)による場合のみ提出が必要】**
- 4) 入札書
- 5) 単価表(入札金額を構成する内訳単価や数量を記載したもの。施設工事にあつては「工事費内訳書」といい、NEXCO 東日本及び入札者の双方を拘束するものではない。以下同じ。)

[7] 入札前の現場調査等

- ① 入札者は、上記[6]に示す書類とともに、入札前に、工事予定箇所をはじめ、労働者の供給、機械設備の必要性、貯蔵の条件、運送の施設、地中の条件、地下水や水流その他当該工事の施工に影響を及ぼす諸条件について、十分かつ必要な調査を実施してください。
- ② NEXCO 東日本は、入札者に対し、設計図書を配布するほか、入札公告等で貸与・閲覧資料が有とされている場合は、入札者のうち希望者に対しては、当該工事の見積や技術提案に係る資料等について、NEXCO 東日本が認めた範囲で資料等の貸与・閲覧を行います。
- ③ 入札者は、上記①及び②に示す工事予定箇所の調査等または資料等の借用・閲覧をする場合は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てに連絡のうえ、その指示に従ってください。

3. 競争参加資格確認申請

[8] 競争参加資格確認申請について

- ① 競争参加資格確認申請とは、入札者が契約責任者に対し、当該工事の入札手続に参加するために必要な競争参加資格の有無の確認を求めるため、次に示す書類を提出する手続です。なお、随意契約の場合はこの手続は不要です。

- (1) 競争参加資格確認申請書
 - (2) 技術提案資料 **【自動落札方式の場合は提出不要】**
 - (3) 共同企業体協定書案 **【入札者が特定建設工事共同企業体(特定JV)による場合のみ提出が必要】**
- ② 競争参加資格確認申請の期間、場所、方法については当該工事の入札公告(説明書)を、上記①に示す各書類の作成にかかる事項については下記[9]をご確認ください。なおご不明の点がある場合は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てお問合せください。
- ③ 当該工事の入札公告(説明書)に示すとおり競争参加資格確認申請をしない者は、以後の入札手続に参加することはできません。

[9] 競争参加資格確認申請に必要な書類の作成等

[1] 各書類の様式

競争参加資格確認申請に必要な書類の様式は、次に示すとおりとします。

- (1) 競争参加資格確認申請書は、当該工事の入札公告(説明書)の別紙様式により作成してください。
- (2) 技術提案資料は、当該工事の入札公告(説明書)その他 NEXCO 東日本が配布する契約図書に示すとおり作成してください。なお、技術提案資料やその他の NEXCO 東日本への提出資料のうち、電子入札システムでは対応困難で、入札公告等において郵送又は電子メールによる提出が認められた文書を提出する場合は、[9][2](6)の方法に準じて提出してください。
- (3) 共同企業体協定書案は、この指示書の別紙書式により作成してください。なお、甲型共同企業体の場合は「指示書書式 1-1」、乙型共同企業体の場合は「指示書書式 1-2」となります。

[2] 各書類の作成及び提出にかかる留意事項

競争参加資格確認申請に必要な書類の作成及び提出については、以下に示す事項にご留意ください。

- (1) 各書類は、日本語により作成してください。
- (2) 各書類は、当該工事の入札公告(説明書)に示す競争参加資格確認申請書類の提出期間の最終日を基準日として作成してください。
- (3) 各書類に記載漏れ等の不備がある場合や、虚偽の記載をした場合は、無効として取扱うこととし、その入札者は、以後の入札手続に参加することはできません。なお、各書類を提出いただいた後、契約責任者による競争参加資格の確認までの間、NEXCO 東日本において記載漏れ等不備の確認は一切行いませんので、入札者の責任により書類の確認をお願いします。
- (4) 各書類に虚偽の記載をした入札者に対しては、競争参加資格停止措置を講じる場合や、有資格者認定を取消す場合があります。
- (5) 競争参加資格確認申請に必要な書類については、電子入札の『競争参加資格確認申請書』画面の添付欄に添付し、提出してください。
- (6) 競争参加資格確認申請に必要な書類の総ファイル容量が電子入札システムの添付可能な容量を超えた場合には、以下に示す 1) 又は 2) の手続により提出してください。
 - 1) 事前に電子メールアドレスを登録のうえ(この指示書冒頭の「お知らせ」参照)、電子メールにより提出してください。
 - 2) この指示書の様式 1「郵送提出について」を作成し、申請に必要な書類と伴に書留郵便等(この指示書冒頭の「お知らせ」参照)により提出するとともに、電子入札の『競争参加資格確認申請書』画面の添付欄に上記 1) にて作成した様式 1 のみを添付し、提出してください。
なお、書留郵便等以外の提出方法(普通郵便、持参等)による提出は受け付けません。

- (7) 提出期間内に提出(書留郵便等又は電子メールによる送達を含む)がない場合は、その後に提出がなされた場合でも無効として取扱うこととし、各書類は廃棄します。
- (8) 提出期間後における各書類の差替え、再提出は一切認めません。
- (9) 有資格認定を受けていない入札者についても、各書類を提出することができます。ただし、入札に参加し落札者となるためには、開札時において有資格者認定を受け、かつ契約責任者から『競争参加資格あり』と認定される必要がありますので、速やかに有資格者認定を受けてください。
- (10) 提出された各書類は返却しません。
- (11) 各書類の作成及び提出にかかる費用は、入札者の負担とします。

〔3〕競争参加資格確認申請書の作成にかかる補足事項

- ① 入札者は、競争参加資格確認申請書の頭書において、以下に示す事項について宣誓し、競争参加資格確認申請に必要な書類の内容が事実と相違のないことを誓約する必要があります。
 - (1) NEXCO 東日本の契約規程実施細則 6 条に該当する者でないこと
 - (2) 設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと
 - (3) 監督を担当する部署の施工管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者(以下、本号において「請負人等」という。)として発注に関与した者でないこと。また、現に請負人等でないこと
 - (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと
- ② 工事の施工実績及び配置予定技術者の資格、施工経験に関する書類の作成にあたっては、以下に示す事項についてご留意ください。
 - (1) 入札者が次に示す国または地域に主たる営業所(本社・本店等)を有する場合は、日本国内における工事の施工実績及び経験により、競争参加資格の有無を確認します。
 - 1) WTO 政府調達協定を締結していない国または地域
 - 2) 日本国に対し建設市場が開放的でないと認められる国または地域
 - (2) 競争参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、変更することができません。ただし、当該配置予定技術者の死亡等極めて特別な事情がある場合に限り、配置予定技術者の変更を申請することができますが、契約責任者が同等の能力を有すると認めて、引続き『競争参加資格あり』と認定する必要があります。
 - (3) 競争参加資格確認申請書には、複数の配置予定技術者を記載することができます。ただし、記載した配置予定技術者の中から当該工事の配置予定技術者を選定していただきます。
 - (4) 同一人の技術者を当該工事のほか別の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)に重複して配置予定技術者として登録する場合で、別の工事を先に落札したことにより、当該工事にその技術者を配置できなくなった場合は、当該工事の入札に参加してはいけません。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札に参加した入札者に対しては、競争参加資格停止措置を講じる場合があります。
 - (5) 外国資格を有する技術者については、基準日において、技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定を受けている必要があります。

4. 競争参加資格の確認

〔10〕競争参加資格の確認について

〔1〕事前審査方式(通知型)の場合

- ① 契約責任者は、上記[8]に示す競争参加資格確認申請をしたすべての入札者について、入札前に、当該工事にかかる競争参加資格の有無を確認します。
- ② 上記①の確認の結果については、当該工事の入札公告(説明書)に示す期日までに、すべての入札者に対し、各々通知します。
- ③ 上記①の確認の結果、契約責任者から『競争参加資格なし』と認定された入札者は、以後の入札手続に参加することはできません。

〔2〕事前審査方式(非通知型)の場合

- ① 契約責任者は、上記[8]に示す競争参加資格確認申請をしたすべての入札者について、入札前に、当該工事にかかる競争参加資格の有無を確認します。
- ② 上記①の確認の結果、電子入札の都合上、当該入札者全員に競争参加資格を「有り」として通知します。上記①の確認の結果、『競争参加資格なし』とした者については、改めて書面により通知するのでご注意ください。
- ③ 上記①の確認の結果、『競争参加資格なし』と認められた入札者は、以後の入札手続に参加することはできません。

〔3〕事後審査方式の場合

- ① 契約責任者は、上記[8]に示す競争参加資格確認申請をしたすべての入札者について、入札前に、当該工事にかかる競争参加資格の有無について確認は行わず、開札後、原則として落札予定者となった入札者についてのみ競争参加資格の有無を確認します(低入札価格調査または単価協議が必要な場合は、低入札価格調査または単価協議前に競争参加資格の有無を確認します。)
- ② 上記①に関連して、入札前に、NEXCO 東日本から各入札者に対し、電子入札の都合上、**暫定的に競争参加資格を「有り」として通知するのでご注意ください**ととともに、下記 5 に示すとおり入札の手続きをおこなってください。
- ③ 上記①の確認の結果、落札予定者となった入札者について契約責任者が『競争参加資格なし』と認定した場合は、当該入札者の落札予定者決定を取消し、他の入札者のうち最も有利な価格または条件により入札をした入札者を落札予定者として決定し直し、その競争参加資格の有無を確認します。落札予定者決定を取り消された入札者に対しては、その旨を、落札者決定の周知によりお知らせいたします(場合によっては、落札者決定前に、競争参加資格確認結果通知書によりお知らせすることがあります。)

〔11〕競争参加資格の確認にかかる説明請求

上記[10]に示す競争参加資格の確認の結果、契約責任者から『競争参加資格なし』と認定された入札者は、契約責任者に対し、その理由について説明請求をすることができます。なお、説明請求の方法等については、入札公告(説明書)等によりご確認ください。

5. 入札及び開札

〔12〕入札書の作成

- ① 入札書は、電子入札システムにより作成してください。
- ② 入札金額は、1 円単位の整数とし、算用数字にて登録してください。
- ③ 入札金額は、上記[6](1)に示す契約図書により積算してください。なお、これらの契約図書は、内容を訂正する場合があります。その場合は、NEXCO 東日本の HP に掲載しますので、NEXCO 東日

本の HP を随時ご確認ください。

- ④ 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた『税抜き額』を登録してください。なお、落札決定にあたり、入札金額に消費税及び地方消費税相当額（1 円未満の端数は四捨五入）を加算した額をもって落札価格（契約金額）とします。
- ⑤ 『入札者本人』とは、認証局にて発行された IC カードの名義人で、当該工事の入札及び契約にかかる権限を有する方です。『入札者本人』は、NEXCO 東日本の契約責任者と当該工事の請負契約を締結することとします。なお、入札者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、支店または営業所の長等も含め、同権限を有する者は『入札者本人』となります。
- ⑥ 入札者本人が入札書を作成する場合は、NEXCO 東日本 HP に掲載の操作マニュアルをご参照ください。
◇ 受注者操作マニュアル ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/
- ⑦ 入札者本人が入札書を作成する場合、下記[23]に示す再度入札など、以後の入札手続についても入札者本人に実施いただくことになります。

[13] 単価表の作成

- ① 単価表の様式は、この指示書の様式 2「単価表」とします。
- ② 単価表は、上記[12]に示す入札書に記載の入札金額に対応するものとし、NEXCO 東日本が指定する各単価項目ごとに、単価、数量及び小計金額等を記載してください。
- ③ 単価表 は、Microsoft Excel により作成することとし、次に示すとおり各媒体ごとに 1 部ずつ準備してください。
 - (1) 単価表データを保存した CD-R
 - (2) 単価表データを出力した書面
- ④ 単価表の作成にあたっては、次に示す事項についてご注意ください。
 - (1) 単価表の不足等（一部ページの脱落、単価項目の脱落等）
 - (2) 記載事項の脱落（数量、単価及び金額等の記載漏れなど）
 - (3) 記載事項の誤り（金額等の桁数に関する誤り、入札金額との不整合など）
- ⑤ 必要に応じて、提出された単価表についてのヒアリングを求める場合があります。
- ⑥ 契約責任者が、適正な見積がなされていないと認める場合は、その入札者がした入札を無効とし、その入札者を落札者としていた場合でも、その落札決定を取消すことがあります。また、談合等不正行為があると認めた場合は、入札手続を中止し、公正取引委員会等に通報します。

[14] 総合評定値通知書（経審）の写しの準備・提出

- ① 建設業法施行規則 21 条の 4 に規定する『総合評定値通知書』（いわゆる「経審」）の写し（コピー）を 1 部準備してください。
- ② 総合評定値通知書は、最新のもので、かつ、審査基準日から当該工事の契約の成立の日まで 1 年 7 ヶ月を経過していないものに限りします。なお、低入札価格調査により契約の成立の日が後ろ倒しになった場合、『総合評定値通知書』の再提出を求める場合があります。
- ③ 総合評定値通知書は、入札書類と合わせて提出してください。提出後に添付漏れが分かった場合は、入札公告（説明書）に示す『契約担当部署』宛てお問合せください。なお、正当な理由なく総合評定値通知書の提出がない場合、又は総合評定値通知書を確認した結果、条件を具備していない場合は、当該入札を無効とします。

④ NEXCO 東日本では、提出いただいた総合評価値通知書について、次に示す事項についての確認を行います。

- (1) 当該工事の工事種別に対応する許可業種にかかる許可状況
- (2) 上記②に示す審査基準日にかかる要件

〔15〕 入札ボンドの取得 【入札保証を必要としている場合】

〔1〕 共通事項

- ① 当該工事の入札公告(説明書)において入札保証を『必要』としている場合は、すべての入札者から、下記〔2〕及び〔3〕に示す入札ボンドのうちいずれか 1 つを取得のうえ、その原本を提出していただきます。
- ② 入札ボンドの取得に要する費用は、入札者の負担とします。
- ③ NEXCO 東日本は、提出いただいた入札ボンドについて、開札時に、下記〔2〕及び〔3〕に示す要件を満たすか否かについて確認を行います。
- ④ 入札ボンドは、当該工事にかかる請負契約の締結後、入札者の求めに応じて返却します。ただし、落札者の入札保証保険にかかる入札ボンドは返却しません。
- ⑤ その他入札ボンドの取得に関してご不明な点がある場合は、入札ボンドの各発行機関や当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てお問合せいただくか、NEXCO 東日本の HP をご確認ください。

◇ 入札ボンド制度 Q&A ⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/capacity/qna.pdf>

〔2〕 金融機関の入札保証

- ① 金融機関(銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合及び水産業協同組合その他預貯金の受入れを行う機関)が発行する入札保証証書(入札ボンド)を取得してください。
- ② 金融機関の入札保証は、次に示す要件をすべて満たすものとします。
 - (1) 『名宛人(被保証人)』は、NEXCO 東日本の契約責任者です。
 - (2) 『保証委託者』は、入札者本人(入札者が所属する法人の代表者でも可)です。
 - (3) 『保証の内容』は、当該工事の入札保証(入札者が落札者となったときに生じる NEXCO 東日本との請負契約締結債務の不履行を原因として、NEXCO 東日本が被る損害金の支払保証)です。
 - (4) 『保証金額』は、入札金額に消費税相当額を加えた額(契約希望金額)の 100 分の 5 以上の額とします。
 - (5) 『保証期間』は、当該工事の入札公告(説明書)に示す「入札書提出期限の日」を第 1 日として 40 日間以上確保してください。
 - (6) 『保証債務履行請求の有効期間』は、上記(5)の『保証期間』の最終日を第 1 日として 6 ヶ月間以上確保してください。
 - (7) 上記事項のほか、入札ボンドの作成日、当該工事の件名等必要な事項が正確に記載され、かつ金融機関の発行責任者による記名押印(印影印刷も可)がなされている必要があります。

〔3〕 保険会社の入札保証保険

- ① 金融機関のうち保険会社が発行する入札保証保険証券(入札ボンド)を取得してください。
- ② 保険会社の入札保証保険は、次に示す要件をすべて満たすものとします。
 - (1) 『被保険者』は、NEXCO 東日本の契約責任者です。
 - (2) 『申込人(保険契約者)』は、入札者本人(入札者が所属する法人の代表者でも可)です。

- (3)『保険契約の内容』は、当該工事の入札保証保険（入札者が落札者となったときに生じる NEXCO 東日本との請負契約締結債務の不履行を原因として、NEXCO 東日本が被る損害金の支払をてん補する保険）です。
- (4)『保険金額』は、入札金額に消費税相当額を加えた額（契約希望金額）の 100 分の 5 以上の額とします。
- (5)『てん補条件』として「定額てん補特約」を付保してください。
- (6)『保険期間』は、当該工事の入札公告（説明書）に示す「入札書提出期限の日」を第 1 日として 40 日間以上確保してください。
- (7) 上記事項のほか、入札ボンドの作成日、当該工事の件名等必要な事項が正確に記載され、かつ保険会社の発行責任者による記名押印（印影印刷も可）がなされている必要があります。

[16] 入札に必要な書類（入札書類）の準備

[1] 入札に必要な書類の総ファイル容量が電子入札の添付容量で収まる場合

- (1) 入札者は、次に示す書類を合わせたうえで、1 つのデータに圧縮（ZIP 形式等）してください。
- ① 上記[13]で作成した「単価表」（Microsoft Excel データ）
 - ② その他総合評価落札方式の場合で、当該工事の入札公告（説明書）その他契約図書において入札時に提出するよう指示のある書類【総合評価落札方式で該当する場合のみ】
 - ③ 上記[14]で準備した「総合評価値通知書（経審）の写し」（PDF 形式とする）
- (2) 入札保証は、次に示す方法により準備してください。【入札保証を必要としている場合のみ】
- ① 封筒に、上記[15]で取得した「入札ボンド（原本）」を入れて封かんしてください。
 - ② 封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
 - (1)『入札書類在中』
 - (2) 当該工事の入札公告（説明書）に示す「工事件名」
 - (3)「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

[2] 入札に必要な書類の総ファイル容量が電子入札の添付容量を超える場合

- (1) 入札者は、上記[13]及び[14]の総ファイル容量が電子入札システムに添付可能な容量を超える場合は、以下に示す方法により準備してください。
- ① この指示書様式 1「郵送提出について」を作成してください。
 - ② 封筒に、次に示す書類等をすべて入れて封かんしてください。
 - (1) 上記[13]で作成した「単価表」（CD-R と出力書面の両方とも）
 - (2) 上記[14]で準備した「総合評価値通知書（経審）の写し」
 - (3) 上記[15]で取得した「入札ボンド（原本）」【入札保証を必要としている場合のみ】
 - (4) その他総合評価落札方式の場合で、当該工事の入札公告（説明書）その他契約図書において入札時に提出するよう指示のある書類【総合評価落札方式で該当する場合のみ】
 - ③ 封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。
 - (1)『入札書類在中』
 - (2) 当該工事の入札公告（説明書）に示す「工事件名」
 - (3)「入札者名」（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
 - ④ 上記②で封かんした封筒を別の封筒に入れて再度封かんしてください。（郵送時の破れ等の防止のため、二重封筒にご協力ください）
 - ⑤ 上記④で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載してください。

- (1) 『入札書類在中』
- (2) 当該工事の入札公告(説明書)に示す「工事件名」
- (3) 「入札者名」(入札者が法人である場合は法人名のみで可)

[17] 入札(入札書類の提出)

[1] 入札に必要な書類の総ファイル容量が電子入札の添付容量で収まる場合

- ① 入札書は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『入札書提出期限の日』までに、電子入札システムにより提出してください。
- ② 上記[16][1]で作成した入札書類については、電子入札システムの『入札書』作成画面の添付欄に添付のうえ提出してください。
- ③ 上記[16][1]で準備した入札保証は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『入札書提出期限の日』までに必着するよう、『契約担当部署』宛てに書留郵便等(この指示書冒頭の「お知らせ」参照)により提出してください。なお、ご不明の点がある場合は、『契約担当部署』宛てお問合せください。

[2] 入札に必要な書類の総ファイル容量が電子入札システムの添付可能容量を超える場合

- ① 入札書は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『入札書提出期限の日』までに、電子入札システムにより提出してください。
- ② 電子入札システムの『入札書』作成画面の添付欄に上記[16][2]①で作成した様式1を添付のうえ提出してください。
- ③ 上記[16][2]で準備した入札書類は、当該工事の入札公告(説明書)に示す『入札書提出期限の日』までに必着するよう、『契約担当部署』宛てに書留郵便等(この指示書冒頭の「お知らせ」参照)により提出してください。なお、書留郵便等以外の提出方法(普通郵便、持参等)による提出の場合は、無効とします。その他、ご不明の点がある場合は、『契約担当部署』宛てお問合せください。

[3] 共通事項

- ① 入札書及び入札書類は、NEXCO 東日本に送達または提出の後は、いかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じられません。但し、提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、NEXCO 東日本が開札後に追加提出等を認める場合があります。
- ② NEXCO 東日本では、送達または提出いただいた入札書類は、当該工事の入札公告(説明書)に示す開札の日時まで開封しません。入札にあたっては、すべて入札者の責任により不備の有無等をご確認願います。
- ③ 入札に要する費用は、入札者の負担とします。
- ④ 契約担当部署では、入札書類の送達状況に関するお問合せには一切応じかねます。送達状況のご確認を希望する場合は、配達証明等のサービスをご利用ください。

[18] 入札の辞退

- ① 入札者は、上記[17]に示す方法により入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退(以後の入札手続への参加を辞退)することができます。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、『辞退書』の提出は不要です。なお、NEXCO 東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはありません。

- ② なお、下記[23]に示す再度入札を辞退する場合は、当初の入札書を作成した入札者本人が電子入札システムの『入札書』作成画面において『辞退書』を作成のうえ提出してください。
- ③ 入札書がNEXCO 東日本に提出された後は、入札の辞退は一切認めません（ただし、NEXCO 東日本が最低の入札価格又は最高の評価値を得た入札参加者に対して[25]に示す低入札価格調査及び[26]に示す単価協議を実施する間に、他の入札参加者が、他の工事の落札者となったことにより競争参加資格確認申請書類に記載された配置予定技術者を当該工事に配置できなくなったことを証明した場合には、この限りではありません。）。入札者の錯誤（桁間違いなど）、積算ミスまたは契約図書の認識不足等により入札金額を誤った場合など理由の如何を問わず、下記[27]に示す無効要件に該当しない限り、その入札は有効として取扱います。その結果、落札者となった場合には、その入札金額をもって契約金額を決定し、契約を締結します。契約を辞退することは認めません。

[19] 開札の方法

- ① 開札は、当該工事の入札公告（説明書）に示す開札の日時に、開札場所において、NEXCO 東日本の入札執行者（契約担当部署の長など）が実施します。
- ② 開札の結果、入札執行者は、落札者が決定した場合には落札者名及びその入札金額を、落札予定者が決定した場合にはその入札金額を、落札者が決定しない場合は最低の入札金額を、電子入札システムによりお知らせします。

[20] 開札への立会い

- ① 開札は、当該工事の入札公告（説明書）に示す開札の日時に、開札場所において実施しますが、入札者の立会いの必要はありません。
- ② ただし、上記[19]②に示すほか必要な連絡をする場合に備え、開札の日時において、電子入札システムの確認をお願いします。

[21] 落札者の決定 《契約の成立》

[1] 自動落札方式＋事前審査方式の場合【土木工事（造園を含む。以下同じ。）：単価協議ありの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格が最低であった入札者を落札予定者とし、落札予定者の入札価格につき、[25]に示す低入札価格調査（条件に該当する場合のみ）、[26]に示す単価協議の順に実施し、いずれも通過した場合には、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。
- ② 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び[29]に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、落札決定により成立した請負契約を解除します。

[2] 自動落札方式＋事後審査方式の場合【土木工事：単価協議ありの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格が最低であった入札者を落札予定者とし、落札予定者の入札価格につき、[25]に示す低入札価格調査（条件に該当する場合のみ）、[26]に示す単価協議の順に実施し、いずれも通過した場合には、当該入札

者を落札予定者とします。

- ② 契約責任者は、落札予定者について競争参加資格の確認を実施し、その結果競争参加資格があると認めたときは、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額とし、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。
- ③ なお、低入札価格調査及び単価協議を実施する場合は、低入札価格調査及び単価協議の実施前に、②に示す競争参加資格の確認を実施します。この場合は、単価協議の成立後、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額とし、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。
- ④ 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び [29] に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、成立した請負契約を解除します。

【3】総合評価落札方式の場合 【土木工事：単価協議ありの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格による評価と、上記[8]①(2)に示す技術提案資料の提案内容に基づく評価とを総合的に判断し、最高評価を得た入札者を落札予定者とします。落札予定者の入札価格につき、[25]に示す低入札価格調査（条件に該当する場合のみ）、[26]に示す単価協議の順に実施し、いずれも通過した場合には、当該入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最高評価を得た入札者を落札者として決定します。
- ② 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び [29] に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、成立した請負契約を解除します。

【4】自動落札方式+事前審査方式の場合 【土木工事以外：単価協議なしの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。ただし、当該最低の入札価格が[25]に示す低入札価格調査の対象となる場合には、落札決定には至らず、入札を保留のうえ低入札価格調査を実施し、当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。
- ② 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び下記[29]に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、落札決定により成立した請負契約を解除します。

【5】自動落札方式+事後審査方式の場合 【土木工事以外：単価協議なしの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格が最低であった入札者を落札予定者とします。当該最低の入札価格が[25]に示す低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を実施し、当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、当該入札者を落札予定者とします。
- ② 契約責任者は、落札予定者について競争参加資格の確認を実施し、その結果競争参加資格がある

と認めたときは、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額とし、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。

- ③ なお、低入札価格調査を実施する場合は、低入札価格調査の実施前に、②に示す競争参加資格の確認を実施します。この場合は、低入札価格調査により当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされることが確認された後、当該最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額とし、当該最低の入札価格により入札した者を落札者として決定します。
- ④ 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び下記[29]に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、落札決定により成立した請負契約を解除します。

〔6〕 総合評価落札方式の場合 【土木工事以外：単価協議なしの場合】

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格による評価と、上記[8]①(2)に示す技術提案資料の提案内容に基づく評価とを総合的に判断し、最高評価を得た入札者の入札価格に、消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最高評価を得た入札者を落札者として決定します。当該最低の入札価格が[25]に示す低入札価格調査の対象となる場合は、落札決定には至らず、入札を保留のうえ低入札価格調査を実施し、当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合には、当該入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって当該工事の請負契約金額と決定し、当該最高評価を得た入札者を落札者として決定します。
- ② 落札者の決定をもって当該工事の請負契約は成立します。落札者は、速やかに当該工事の請負契約書 4 条及び下記[29]に示すとおり、当該契約に係る履行ボンドを提出していただきます。なお、落札者が、正当な理由なく履行ボンドを提出しない場合、または履行ボンドの提出が不能となった場合は、成立した請負契約を解除します。

〔22〕 同価・同評価入札の場合の落札者の決定

〔1〕 自動落札方式（同価）の場合

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格により入札をした者が 2 人以上ある場合は、速やかに当該入札者に再度の見積の提出を求めて落札者または落札予定者を決定します。
- ② 再度の見積によってもなお落札者または落札予定者が決定しない場合や、再度の見積を求めることが不適当と認める場合は、当該入札者によるくじ引きにより落札者または落札予定者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない入札者がいるときは、本件工事の入札手続に関係のない NEXCO 東日本社員が代わりにくじを引きます。

〔2〕 総合評価落札方式（同評価）の場合

- ① 開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、上記[21]〔3〕①または〔6〕①の、最高評価となった入札者が 2 人以上ある場合は、速やかに当該入札者に再度の見積の提出を求め、見積価格による評価と、上記[8]①(2)に示す技術提案資料の提案内容に基づく評価とを総合的に判断し、落札者または落札予定者を決定します。
- ② 再度の見積によってもなお落札者または落札予定者が決定しない場合や、再度の見積を求めることが不適当と認める場合は、当該入札者によるくじ引きにより落札者または落札予定者を決定し

ます。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない入札者がいるときは、本件工事の入札手続に関係のない NEXCO 東日本社員が代わりにくじを引きます。

[23] 再度入札

- ① 開札の結果、NEXCO 東日本の契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札が無い場合は、入札執行者の判断により、速やかにまたは別の日時を指定して、再度入札を実施する場合があります。
- ② 再度入札にあたっては、上記[13]に示す単価表、[14]に示す総合評定値通知書(経審)の写し、[15]に示す入札ボンドの提出は不要です。ただし、落札者または落札予定者には、当該再度入札の入札金額に対応した単価表を、落札者または落札予定者決定後速やかに提出していただきます。

[24] 競争後随意契約(不落随契)について

NEXCO 東日本では、当初の入札または再度入札により落札者が決定しない場合に移行する『競争入札後の随意契約(不落随契)』については、原則として廃止し、再度の入札手続をすることとしています。入札者は、適正な見積に基づく入札をお願いします。

[25] 低入札価格調査

- ① 当該工事の入札手続においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、最低の入札価格または最高評価を得た入札者の入札価格が低入札調査基準価格未満であった場合には、上記[21]に示す落札者の決定の手続きに至らず、入札手続を保留し、当該最低の入札価格により入札した者を対象として、別に公表するルールに基づき、低入札価格調査を実施します。なお、随意契約の場合はこの手続は不要です。
◇「別に公表するルール」⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>
- ② 低入札価格調査対象となった入札者は、NEXCO 東日本に対し、低入札価格調査に関する資料の提出やヒアリング等について協力していただきます。上記[18]③に示すとおり、いかなる理由があっても辞退をすることは認められません。
- ③ 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合は、以後、[21]に示す落札者決定手続きに移行します。
- ④ 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、当該工事の請負契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合(失格基準があります)、契約責任者は、当該入札者のした入札を無効としたうえで、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の入札価格または評価を得た入札者を落札者または落札予定者とし、[21]に示す落札者決定手続きに移行します。
◇「失格基準」⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>
- ⑤ 専任の監理技術者の配置が義務付けされている工事において、低入札価格調査の対象となった入札者が落札者となり、かつ当該落札者が、当該工事の入札公告(説明書)に示す『入札書提出期限の日』から過去2年間において、NEXCO 東日本から以下に示すうちいずれか1つ以上の措置を講じられた者である場合は、現場代理人及び監理技術者とは別に、監理技術者相当の資格を有する技術者を1名増員して、当該工事の工事期間中現場に専任で配置していただきます。
(1) 工事成績評定として65点未満の評価を受けた者

- (2) 粗雑工事、契約違反、公衆損害事故または工事関係者事故を原因として1ヶ月以上の競争参加資格停止措置を受けた者
- (3) 施工中または施工後に、工事請負契約書に基づく修補または損害賠償の請求を受けた者
- (4) 工事請負契約書に基づく履行遅滞損害の請求を受けた者
- ⑥ 低入札調査の対象となった入札者が落札者となったときは、上記[6](1)の4)に示す特記仕様書に定める工事コスト調査等に応じなければなりません。
- ⑦ 契約責任者は、落札者の決定後、すべての入札者に対し、落札者名及びその入札金額をお知らせします。
- ⑧ 低入札価格調査対象とならなかった入札者においては、上記④に示す手続を踏まえ、上記⑦に示す落札者決定を知るまでの間は、引続き当該工事の契約が可能となる配置予定技術者の確保など体制を維持してください。
- ⑨ 低入札価格調査にあたり、上記②に示す資料の提出やヒアリング等に協力の無い場合、虚偽の記載や虚偽の報告をした場合及び上記⑤または⑥に示す条件に違反した場合、契約責任者は、その事実を知った時点において、当該行為を原因として、契約解除、工事成績評定に基づく成績評定点の減算措置、競争参加資格停止措置等の必要な措置を講じることがあります。

[26] 単価協議【単価協議ありの場合】

- ① 当該工事の入札手続においては、単価協議を実施することとしています。
- ② 契約責任者は、落札予定者が提出した[13]に示す単価表（[23]②により再度入札にかかる単価表を再提出した場合は、再提出した単価表）記載の単価に、著しく不合理と認められる単価がある場合並びに計算の誤りが認められる場合には、落札予定者に対し、入札価格を変更することなく、単価または計算の修正を求めます。落札予定者がこれに応じない場合は、当該落札予定者の入札を無効としたうえで、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の入札価格または評価を得た入札者を落札者または落札予定者とし、[21]に示す落札者決定手続に移行します。

[27] 無効となる入札

- ① 以下に示す事項に該当する入札は無効とします。なお、上記[23]に示す再度入札を実施する場合でも、当該入札をした入札者は再度入札に参加することはできません。
 - (1) 上記[2]に示す競争参加不適合者がした入札
 - (2) 開札時において、上記[3]に示す有資格者認定を受けていない者、または保留、取消されている者がした入札
 - (3) 上記[4]に示す競争参加資格停止措置を講じられている者がした入札
 - (4) 上記[8]に示す競争参加資格確認申請をしない者がした入札
 - (5) 上記[9]に示す競争参加資格確認申請を契約責任者から無効とされた者がした入札
 - (6) 上記[10]に示す契約責任者から競争参加資格なしと認定された者がした入札
 - (7) 上記[13]に示す単価表の提出のない者または単価表確認の結果契約責任者から適正な見積がなされていないと認められた者がした入札
 - (8) 上記[14]に示す総合評定値通知書の提出がない者または総合評定値通知書確認の結果、条件を具備していない者がした入札
 - (9) 上記[15]に示す入札ボンドの提出がない者または入札ボンド確認の結果不備のある者がした入札

札【入札保証を必要としている場合のみ】

- (10) 上記[17]に示す入札の要件を満たさない者がした入札
- (11) 上記[25]に示す低入札価格調査の結果、契約責任者から無効とされた者がした入札
- (12) 上記[26]に示す単価協議の結果、契約責任者から無効とされた者がした入札
- (13) 次に示す事項のうちいずれか1つ以上に該当する入札者がした入札
 - 1) 入札者が他の入札者の代理をしている場合
 - 2) 明らかに連合によると認められる場合
 - 3) NEXCO 東日本社員の職務の執行を妨害している場合
 - 4) 入札日において、建設業法 27 条の 23 に規定する経営事項審査(審査基準日から契約の成立の日まで1年7ヶ月を経過していないものに限る)を受けていない場合
- (14) その他入札公告等に明示した無効事項に該当する入札者がした入札
- ② 以下に示す事項に該当する入札は無効とします。なお、上記[23]に示す再度入札を実施する場合は、当該入札をした入札者でも再度入札に参加することができます。
 - (1) 上記[12]に示す入札書が次に示す事項のうちいずれか1つ以上に該当する入札
 - 1) 入札金額が訂正してある場合
 - 2) 入札者(本人、代理人とも)の記名、押印が欠けている場合
 - 3) 誤字、脱字その他数字の脱落等により意思表示が不明確な場合
 - 4) 入札金額以外の条件が付されている場合
 - 5) 同じ入札者の入札書が2通以上ある場合
 - 6) その他 NEXCO 東日本の指示に違反し、または必要な条件を具備していない場合
 - (2) 上記[23]に示す再度入札において、前回の入札における最低入札金額を上回る金額による入札
 - (3) 次に示す場合のいずれか1つに該当する入札
 - 1) 技術提案書が採用された者が行った、当該技術提案書に基づかない入札
 - 2) 技術提案書を提出しなかった者または技術提案書が採用されなかった者が行った、契約図書に示す「標準案」に基づかない入札

[28] 入札手続の中止等

- ① NEXCO 東日本は、入札者が連合し、または不穏な行動のあることを認めて、公正な入札手続が継続できないと判断したときは、直ちに入札手続を中止または延期し、もしくは当該入札者の以後の入札手続への参加を停止します。
- ② 上記①の場合において、NEXCO 東日本は、直ちに必要な調査を実施してその結果を公正取引委員会に報告するなど、必要な措置を講じます。

6. 契約

[29] 契約保証(履行ボンド)の取得及び提出 《契約の発効》

[1] 共通事項

- ① 落札者は、当該工事の工事請負契約書 4 条の規定に基づき、成立済みの当該工事請負契約が発効するために必要な下記〔2〕から〔4〕に示す契約保証(履行ボンド)のうち、いずれか1つを取得のうえ、落札者の決定の日から10日(休日(土、日及び祝日)を含む。ただし、GW(4/29-5/5)、お盆(8/13-8/17)及び年末年始(12/29-翌1/3)は除く。以下同じ。)以内に、その原本を契約責任者あて提出していただきます。落札者が有効な契約保証(履行ボンド)を提出しなかった場合は、請負契約書の定めに基づき、受注者の責に期すべき事由により契約を解除する場合があります。

- ② 契約保証(履行ボンド)の取得に要する費用は、落札者の負担とします。
- ③ NEXCO 東日本は、提出いただいた契約保証(履行ボンド)について、下記〔2〕から〔4〕のうち該当する項に示す要件を満たすか否かの確認を行います。
- ④ 契約保証(履行ボンド)は、当該工事にかかる請負契約の完了後必要な時期に、落札者の求めに応じて返却します。
- ⑤ その他契約保証(履行ボンド)の取得及び提出に関してご不明な点がある場合は、契約保証(履行ボンド)の各発行機関や当該工事の入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てお問合せください。
- ⑥ 当該工事請負契約は、下記〔30〕に示す契約書の作成の有無にかかわらず、落札者より下記〔2〕から〔4〕に示す履行ボンドの提出を受けた時点で発効し、契約責任者から別に指示の無い場合は、当該工事の工期は、通常、履行ボンドの取得日の翌日を第1日と起算します。
- ⑦ 履行ボンドの取得日以降、契約の相手方が、正当な理由なく当該工事請負契約を履行しない場合、または当該工事請負契約の履行が不能となった場合は、請負契約書 47 条または 48 条に基づき契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

〔2〕金融機関または保証事業会社の契約保証

- ① 金融機関(銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合及び水産業協同組合その他貯金の受入れを行う機関)または保証事業会社が発行する契約保証証書(履行ボンド)を取得してください。
- ② 金融機関または保証事業会社の契約保証は、次に示す要件をすべて満たすものとします。
 - (1) 『名宛人』は、NEXCO 東日本の契約責任者です。
 - (2) 『保証委託者』は、落札者本人(落札者が所属する法人の代表者でも可)です。
 - (3) 『保証債務の内容』は、当該工事の契約保証(落札者(=契約の相手方)に当該工事の請負契約に基づく工事完成受渡債務の不履行を原因として、NEXCO 東日本が被る損害金の支払保証)です。なお、破産管財人、管財人、再生債務者等による解除の場合も保証するものとしてください。
 - (4) 『保証金額』は、契約金額(税込額)の100分の10以上の額とします。ただし、上記〔25〕に示す低入札価格調査を経て落札者となった場合の保証金額は、契約金額(税込額)の100分の30以上の額とします。
 - (5) 『保証期間』は、当該工事の入札公告(説明書)に示す工期の全部において有効であることとします。
 - (6) 『保証債務履行請求の有効期間』は、上記(5)の『保証期間』の最終日を第1日として6ヶ月間以上確保してください。
 - (7) 上記事項のほか、履行ボンドの作成日、当該工事の件名等必要な事項が正確に記載され、かつ、金融機関または保証事業会社の発行責任者による記名押印(印影印刷も可)がなされている必要があります。

〔3〕保険会社の履行保証保険

- ① 金融機関のうち保険会社が発行する履行保証保険証券(履行ボンド)を取得してください。
- ② 保険会社の履行保証保険は、次に示す要件をすべて満たすものとします。
 - (1) 『被保険者』は、NEXCO 東日本の契約責任者です。
 - (2) 『申込人(保険契約者)』は、落札者本人(落札者が所属する法人の代表者でも可)です。
 - (3) 『保険契約の内容』は、当該工事の履行保証保険(落札者(=契約の相手方)に当該工事の請負

契約に基づく工事完成受渡債務の不履行を原因として、NEXCO 東日本が被る損害金の支払をてん補する保険)です。なお、破産管財人、管財人、再生債務者等による解除の場合も保証するものとしてください。

- (4)『保険金額』は、契約金額(税込額)の100分の10以上の額とします。ただし、上記[25]に示す低入札価格調査を経て落札者となった場合の保証金額は、契約金額(税込額)の100分の30以上の額とします。
- (5)『てん補条件』として「定額てん補特約」を付保してください。
- (6)『保険期間』は、当該工事の入札公告(説明書)に示す工期の全部において有効であることとします。
- (7)上記事項のほか、履行ボンドの作成日、当該工事の件名等必要な事項が正確に記載され、かつ、保険会社の発行責任者による記名押印(印影印刷も可)がなされている必要があります。

〔4〕 保険会社の公共工事履行保証

- ① 金融機関のうち保険会社が発行する公共工事履行保証証書(履行ボンド)を取得してください。
- ② 保険会社の公共工事履行保証は、次に示す要件をすべて満たすものとします。
 - (1)『債権者』は、NEXCO 東日本の契約責任者です。
 - (2)『債務者』は、落札者本人(落札者が所属する法人の代表者でも可)です。
 - (3)『保証契約の内容』は、当該工事の公共工事履行保証(落札者(=契約の相手方)に当該工事の請負契約に基づく工事完成受渡債務の不履行を原因として、NEXCO 東日本が被る損害金の支払保証)です。なお、破産管財人、管財人、再生債務者等による解除の場合も保証するものとしてください。
 - (4)『保証金額』は、契約金額(税込額)の100分の10以上の額とします。ただし、上記[25]に示す低入札価格調査を経て落札者となった場合の保証金額は、契約金額(税込額)の100分の30以上の額とします。
 - (5)『役務保証』の特約は付保しないでください。
 - (6)『保証期間』は、当該工事の入札公告(説明書)に示す工期の全部において有効であることとします。
 - (7)上記事項のほか、履行ボンドの作成日、当該工事の件名等必要な事項が正確に記載され、かつ、保険会社の発行責任者による記名押印(印影印刷も可)がなされている必要があります。

〔29-2〕 暴力団排除に関する誓約書の提出

- ① 落札者は、この指示書の様式3「暴力団排除に関する誓約書」を作成し、落札者の決定から10日(休日を含む)以内に、契約責任者あて提出してください。**【入札者が共同企業体(JV)による場合は各構成員毎に提出が必要】**
- ② 上記①に示す暴力団排除に関する誓約書の提出がない場合、又は提出された暴力団排除に関する誓約書に記載漏れ等の不備がある若しくは虚偽の記載をしたと認められる場合は、契約を解除する場合があります。

〔30〕 契約書の作成

〔1〕 一般競争入札の場合

- ① 当該工事の工事請負契約書は、「株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム」が提供する電子契約サービス『CECTRUST-Light』を利用して、下記②及び③に示す手続により、契約の

締結及び以後の契約書の保管を行います。なお、当サービスの利用にあたっては、NEXCO 東日本 HP の以下のページをご確認ください。

◇ 電子契約サービス ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/contract/

- ② 落札者は、次に示す契約図書について電磁的記録に変換したうえで、上記①の電子契約サービスを利用して電子署名を行い、落札者の決定から 30 日(休日を含む)以内に、契約責任者あて提出してください。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 入札者に対する指示書 … 本書(表紙～P. 22)
- (3) 契約金額に対応した単価表
- (4) 特記仕様書
- (5) 発注用図面(契約図面)(頭書部分以外も全て含む)
- (6) 技術提案資料【自動落札方式の場合は除く】

〔2〕条件付一般競争入札、指名競争入札及び拡大型指名競争入札の場合

- ① 当該工事の工事請負契約書は、「株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム」が提供する電子契約サービス『CECTRUST-Light』を利用して、下記②及び③に示す手続により、契約の締結及び以後の契約書の保管をすることができます。電子契約によれば、契約図書の保管、検索における利便性も向上します。なお、電子契約の場合、印紙税は非課税となります。ご希望の場合は落札者の決定後速やかに、入札公告(説明書)に示す『契約担当部署』宛てお申し出ください。なお、当サービスの利用にあたっては、NEXCO 東日本 HP の以下のページをご確認ください。

◇ 電子契約サービス ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/contract/

- ② 落札者は、次に示す契約図書について電磁的記録に変換したうえで、上記①の電子契約サービスを利用して電子署名を行い、落札者の決定から 30 日(休日を含む)以内に、契約責任者あて提出してください。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 入札者に対する指示書 … 本書(表紙～P. 22)
- (3) 契約金額に対応した単価表
- (4) 特記仕様書
- (5) 発注用図面(契約図面)(頭書部分以外も全て含む)
- (6) 技術提案資料【自動落札方式の場合は除く】

- ③ 上記①に示す電子契約によらない場合は、紙媒体により製本し、記名押印のうえ契約書を作成し、落札者の決定から 30 日(休日を含む)以内に、契約責任者あて提出してください。

7. その他

〔31〕特定 JV にかかる補足事項

- ① 特定 JV による場合は、特定 JV の名称を記載のうえ、各構成員ごとに当該工事の入札手続に関する権限を有する者が連名して、上記に掲げる書類の作成等をしてください。
- ② 特定 JV の代表者は、「競争参加資格の区分又は等級区分」が異なる者の間では上位区分の者とし、区分が同一の者の間では構成員において決定された者としてください。
- ③ 構成員の補充等
特定 JV の構成員の一部について、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法に基

づく更生手続開始の申立て若しくは破産法に基づく破産手続開始の申立て又は NEXCO 東日本から競争参加資格停止措置がなされた場合（再生手続開始又は更生手続開始の決定後、NEXCO 東日本から競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。以下「再生手続開始の申立て等がなされた場合」という。）の取扱いは次のとおりです。

- (1) 上記 [8] に示す競争参加資格確認申請書の提出後、特定 JV の構成員の一部について、再生手続開始の申立て等がなされた場合には、構成員を補充したうえで、新たに特定 JV を結成し、競争参加資格確認申請を行うことができます。
- (2) (1) にかかわらず、残余の構成員が 2 者以上である場合においては、当該 2 者以上の構成員が新たに特定 JV を結成することにより、競争参加資格確認申請を行うことができます。
- (3) 特定 JV により行う競争に単体有資格業者の参加を認める旨を当該工事の入札公告（説明書）において定めている場合においては、(1) 及び (2) にかかわらず、構成員を補充せず、残余の構成員が単独で競争参加資格確認申請を行うことができます。
- (4) (1) から (3) までに定める競争参加資格確認申請の期限は、次のとおりです。
 - 1) 自動落札方式の場合
開札の時より前であれば、当該工事の入札公告（説明書）に定める期限にかかわらず、申請を行うことができます。
 - 2) 総合評価落札方式の場合
原則として、当該工事の入札公告（説明書）に定める技術提案書の提出期限までとします。ただし、技術提案の改善を行う場合は、当該工事の入札公告（説明書）に定める改善技術提案書の提出期限までとします。
- ④ 開札への立会いについては、各構成員ごとに当該工事の入札手続に関する権限を有する者またはその代理人がそれぞれ出席してください。
- ⑤ 上記 [30] に示す契約書の作成と同時に、共同企業体協定書を契約責任者宛て提出してください。これを変更した場合も同様とします。
- ⑥ 契約の履行にあたっては、各構成員がそれぞれ連帯してその責任を負うこととします。

[32] 電子入札の稼働時間等

電子入札の稼働時間及び障害が発生した際の操作等の問い合わせについては以下のとおりです。

◇ 電子入札稼働時間および問合せ先 ⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/

[33] 入札手続に関連して提出された書類の取扱いについて

契約責任者は、法令に基づく場合を除き、入札者に無断で、提出された各書類を競争参加の確認その他当該工事の入札手続に必要な目的以外の目的で使用することはありません。また、入札手続において取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定されたもの）についても、本入札手続に必要な目的の範囲内で使用するものとし、次に定める場合以外に第三者へ提供・開示・漏洩又は他の目的に使用することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）に記載された情報を警察に照会する場合

契約の内容は以上です。このページまで契約書に綴じてください。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

住所
会社名
代表者

郵送提出について

下記工事において、各書類の提出時点で総ファイル容量が電子入札システムの添付可能容量を超えたため、郵送により提出いたします。なお、郵送により提出した各書類については、当社で作成した資料に相違ありません。

1. 工事件名

2. 問合せ先

担 当 者
部 署 等
電話番号

3. 郵送書類

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| ・競争参加資格確認に必要な申請書
（申請書・各種確認資料） | （競争参加資格確認申請書提出期限日までに提出） |
| ・単価表
（書面・CD-R 含む） | （入札書提出期限の日までに提出） |
| ・総合評定値通知書の写し | （入札書提出期限の日までに提出） |
| ・入札ボンド（原本） | （入札書提出期限の日までに提出） |

4. 発 送 日 令和 年 月 日

以 上

指示書様式 2 (単価表)

単 価 表

工事件名)

入札者名 株式会社〇〇〇〇

番号	項目番号	項目名称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		合 計					

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
〇〇支社（事務所）長

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

暴力団排除に関する誓約書

工事等（物品等）件名：

標記件名において、下記の事項について当該契約満了まで将来において誓約するとともに、様式 3-2 の記載事項に間違いはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が契約解除等による不利益を被ることとなっても、異議申し立ては一切いたしません。

なお、本様式に記載された情報を警察に照会することについて承諾します。

また、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び警察への照会について、本人の同意を得ております。

今後、提出した様式 3-2 の記載内容に変更があった場合は、その都度書面により報告いたします。

記

1. 役員等（※）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でない。
2. 役員等（※）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でない。
3. 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している法人等でない。
4. 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でない。
5. 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有している法人等でない。

※「役員等」とは次の①から③に掲げる全ての者をいう。

- ① 個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等
- ② 当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）
- ③ ①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

以 上

役 員 等 名 簿 一 覧

工事等（物品等）件名：

[illegible]

(注1) 役員等名簿一覧が1枚に収まらない場合は、2枚目以降を作成して提出すること。

(注2) 役員等名簿一覧には、以下の者を記載すること。

- ① 個人にあってはその者、法人にあっては、非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。ただし、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等
- ② 当該契約において、東日本高速道路株式会社との契約の締結に関して権限を委任された支社、支店、営業所等の代表者（例：当該契約の契約締結権限を有する支社長、支店長、営業所長、営業部長等）
- ③ ①②のほか、その他経営に実質的に関与している者

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社
〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

所在地
会社名
代表者
代表電話番号

担当者連絡先(変更)届

下記業務に係る担当者の連絡先を通知します。なお、担当者の変更等がありましたら、担当者連絡先変更届を、速やかに貴社あてに通知します。

記

1. 契約件名

2. 問合せ先

担当者氏名(1)

部署等

電話番号

E-mail

担当者氏名(2)

部署等

電話番号

E-mail

以 上

<注意事項>

- ※ この届をしない時は、R3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時(前掲[3])に、登録頂いた電子メールアドレスあて、ご連絡致します。
- ※ 契約案件毎の連絡先を、他の電子メールアドレスへ変更を希望される場合は、この届を、予め契約案件毎のNEXCO 東日本の契約担当部署あてご提出願います。
- ※ この届の提出時期は、入札公告から契約締結後の業務完了まで、いつでも構いません。
- ※ この届の提出方法は、「①郵送提出」、「②R3・4年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス若しくはこの届により既に登録済のメールアドレス又はこの届に記載のメールアドレスから電子メールで提出」、「③電子入札システムで他の書類に添付して提出」、「④電子契約システムで提出(契約締結後のみ)」の何れでも構いません。
- ※ 担当者の異動等により連絡先が不明とならないよう、複数名で共有するメールアドレスの登録や、メールアドレスの複数登録などを推奨します。

〔〇〇道路〇〇工事〕 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目 的）

第 1 条 当共同企業体は、次の各号に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 東日本高速道路株式会社発注に係る〇〇道路〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「〇〇工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名 称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社〇〇道路〇〇工事特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に設立し、〇〇工事の請負契約の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 〇〇工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、〇〇工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうち、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、〇〇工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、〇〇工事の請負契約の履行及び下請契約その他の〇〇工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決 算）

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が〇〇工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成するものとする。

3 第1項の規定により脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設会社他〇社は、上記のとおり〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社〇〇道路〇〇工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〔〇〇道路〇〇工事〕 特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目 的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 東日本高速道路株式会社発注に係る〇〇道路〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「〇〇工事」という。）の請負

二 前号に附帯する事業

（名 称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社〇〇道路〇〇工事特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇工事の請負契約の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 〇〇工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、〇〇工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第 8 条 各構成員の〇〇工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が〇〇工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社〇〇道路〇〇工事特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

契約の相手方に対する要請事項ほか

1. 要請事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、建設産業における生産システムの合理化指針において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

- 一 建設業法に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法 26 条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る)を配置すること。
- 三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法 15 条 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」)の労働対象者に係る退職金ポイント(以下「ポイント」という。)又は共済証紙を購入し、電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)に適正に報告又は当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - 二 請負者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係るポイントを購入して掛金充当通知を行うこと又は共済証紙を購入して現物により交付すること、若しくは建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに掛金納付を促進すべきこと。
 - 三 請負者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後 1 ヶ月以内に契約責任者に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、機構の電子申請専用サイトで発行される掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示すること。なお、工事契約締結当初は工事製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及びポイント又は共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は共済証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - 五 ポイント又は共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求める。
 - 六 建退共制度に加入していない建設業者、ポイント若しくは共済証紙の購入又は機構への報告若しくは共済証紙の貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
 - 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。
- #### (5) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- 一 過積載重量制限を超過して工事に資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

2. 留意事項

工事請負契約書 10 条 1 項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者(以下「現場代理人等」)については、以下の事項を踏まえて適正な配置を行うこと。

- 一 現場代理人等は、当該工事を施工する請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。なお、当該請負者に在籍出向している者及び下請業者に所属する者等は認めない。
- 二 請負者は、監督員から現場代理人等の雇用関係を示す書類(監理技術者資格者証等)の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。その際に雇用関係がないことが判明した場合には、契約違反として競争参加資格停止措置を講じることがある。

3. 共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

- 一 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な資金を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 二 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意思決定機関である運営委員会において協議のうえ決定すること。
- 三 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義により締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。なお、現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。
- 四 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適性かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。